○捜査指揮に関する訓令の運用について

平成２５年３月２５日
岩刑事第２０号
岩警務第１９号
岩生安第２５号
岩交通第１４号
岩警備第９号
岩手県警察本部長

通達の概要

警察本部長及び警察署長の捜査指揮については、犯罪捜査規範第19条第２項に基づき直接指揮すべき事件等に関し必要な事項を定めた捜査指揮に関する訓令（昭和40年　岩手県警察本部訓令第11号）により運用してきたところであるが、裁判員制度を始め　とする刑事司法制度改革の導入に伴い、これまでの刑事裁判の在り方が大きく変革し、警察捜査に多大な影響を及ぼしている現状に加え、社会情勢の変化等により多様・複雑化する各種事件に対し、適切な対応、緻密な捜査の推進等が求められている。一方で、犯罪の態様、捜査手法の定着度合い等に鑑み、事件指揮の主体あるいは報告の在り方を見直す必要も認められたことから、訓令の一部を改正（平成25年４月１日施行）し、適正な捜査指揮を期することとしたもの。